

戦前の言論統制を彷彿とさせる 俳句掲載拒否に抗議します

さいたま市大宮区の三橋公民館が、毎月発行する「公民館だより」7月号の俳句コーナーに、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」との句の掲載を拒否したことは、憲法が保障する「言論・表現の自由」（第21条）を侵害する重大な行為であり、その判断に厳しく抗議します。

公民館とは、そもそも、だれもが自由に利用することができ、文化的なものだけでなく政治学習や平和学習など市民の多様な学びが保障され、多様な言論や表現をすることができる開かれた場です。俳句教室の会員である市民が選んだ句を公民館の判断で削除してよいはずがありません。「公民館が政治的に中立ではないと誤解されるのをさけるため」との同市生涯学習総合センターの副館長の言葉は、「中立性」という言葉をはき違えているとしか思えません。「中立性」とは、いかなる思想や政治勢力にも拘束されないということです。平和のための思想・行動を排除することは、許されません。

「中立性」の名のもとに、市民の言論・表現を封じ込めようとするならば、それは、第二次世界大戦前の言論統制と同じことを公民館が行うことであり、憲法違反となります。また、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の「育成を期する」という教育基本法第1条（教育の目的）にも反します。市民の学習や表現を萎縮させるこのような行為は、市民の「学ぶ権利」を奪うものであり、公民館の存在意義が問われる問題です。

私たちは、同公民館に対し、不掲載となった俳句を改めて掲載すること、作者本人に謝罪すること、そして、今後このような市民の言論・表現を制限するような行為を絶対におこなわないことを強く求めます。

2014年7月11日

日本機関紙協会埼玉県本部

理事長 金子 勝